地域建設業経営強化融資制度の流れ

概ね
１カ月

融資申込み

● 融資相談・申込み（工事出来高 50%以上になった日以降）

◆建設業者・事業協同組合又は認定民間事業者（以下「認定民間事業者等」）

・融資を受けるために認定民間事業者等の融資取扱窓口に相談

・融資の申し込み（債権譲渡契約証書の取り交わし）

↓

債権譲渡承諾申請

● 債権譲渡承諾申請

◆建設業者・焼津市（以下「発注担当課」）

・建設業者は発注担当課に下記書類を添付して債権譲渡承諾申請を行う
債権譲渡承諾依頼書（様式第２号）、債権譲渡契約証書の写し、工事履行報告書（様式第１号）、建設業者及び債権譲渡先の印鑑証明書、振興基金が発行した債務保証承諾書の写し（場合より当該譲渡に関する保証人の承諾書）

↓

債権譲渡承諾

● 債権譲渡承諾（申請日から７日以内）

◆発注担当課

・申請の内容を債権譲渡承諾チェックリスト（様式第４号）に基づき申請書確認後、承諾の場合は債権譲渡承諾書（様式第３号）を交付

・債権譲渡承諾依頼書（様式第２号）の写しと債権譲渡承諾書（様式第３号）の写しを出納担当部署（出納室会計担当等）へ送付

・債権譲渡整理簿（様式第５号）により債権譲渡の申請、承諾状況を管理

・不承諾の場合は債権譲渡不承諾通知書（様式第６号）を交付

↓

債権譲渡

● 債権譲渡（承諾書受領後）

◆建設業者

・債権譲渡承諾書（様式第３号）を認定民間事業者等の融資取扱窓口に提出

↓

出来高査定

● 出来高査定

◆認定民間事業者等

・工事出来形査定協力依頼書（様式第７号）を発注担当課に提出し、融資実行のための出来高（現場）確認を行う

・協力依頼書に対する回答は口頭で良い。（指定様式なし）

↓

転貸資金の調達

● 融資資金の調達

◆認定民間事業者等

・出来高査定後、建設業者と金銭消費貸借契約書を結ぶ

・金融機関から融資資金を調達（(財）建設業振興基金が債務保証）

↓

融資実行・報告

● 融資実行・発注担当課への報告

◆認定民間事業者等

・建設業者へ融資を実行する

・融資後、建設業者との連署にて発注担当課に融資実行報告書（様式第８号）を提出

↓

工事代金の支払い

● 工事代金の支払い

◆発注担当課

・完成工事代金を完成検査後に認定民間事業者等へ支払い

↓

工事残余金の支払い

● 工事残余金の支払い（精算）

◆建設業者・認定民間事業者等

・認定民間事業者等は建設業者へ金利手数料などを控除し工事残余金の支払いを行う